⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち、「港湾土木工事」の申請の際に算定した客観点数が次に示す数値以上の者であること。また、開札の時点において、同様の客観点数の決定を受けていること。客観点数の決定を受けていない場合は、当該工事の入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者　1,150点以上

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員　850点以上

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成21年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体での実績においては、代表者を含む構成員のいずれか１社が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・同種工事は、港湾において作業船により改良厚13m以上の深層混合処理の施工を行った工事。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・同種工事は、港湾において深層混合処理の施工を行った工事。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）も同種工事として認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事において申請できる主任技術者又は監理技術者は１名とする。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成21年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任技術者又は監理技術者の工事の施工経験は求めない。

ただし、経常建設共同企業体での実績においては、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が同種工事の施工実績を有していればよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

・同種工事は、港湾において作業船により深層混合処理の施工を行った工事。

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

なお、当該施工経験が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）も同種工事として認める。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、技術指導者は別件工事で指導することができない。

①　上記⑹に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　別件工事で専任配置されていないこと。

③　定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任（監理）技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、⑹に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。また、配置予定主任（監理）技術者が⑹に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾土木工事のうち、令和４年度～令和５年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）令和５年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑽　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑿　技術提案書（工事全般の施工計画）が適正であること。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

１）入札参加者は、価格、価格以外の要素をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

２）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる企業には標準点100点を与える。

２）提出資料を基に、次のア）イ）及びウ）の評価を行い加算点を、また、エ）の評価を行い施工体制評価点を与える。なお、加算点の最大は65点とし、施工体制評価点の最大は30点とする。

ア）技術提案

イ）賃上げの実施に関する評価

ウ）ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

エ）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

施工体制の確認結果により、技術提案の配点を減ずる場合がある。

３）評価値は、入札者の申し込みに係る上記１）及び２）により得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

⑶　評価の担保

１）受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行う。

なお、技術提案が履行できなかった場合は、請負工事成績評定の減点に加え、違約金の徴収を行う。